

議 員 発 議

□ 適正な事務遂行の徹底を求める決議

今回の和解及び損害賠償の事案において、相手方に長年にわたって精神的苦痛と経済的損害を与えるとともに、市民が多額の賠償金を負担することになったことは看過できない。

今回の事案では相手方との合意には至ったものの、市が売買物件の建築確認などを怠っていたこと、合意までに相当な時間を要したことなど、適切な事務遂行であったとは言い難い。

よって、市長におかれては、今後、こうした事態が生じないよう、市民に誠実に向き合い、適正に事務を遂行することについて徹底を図られるよう求める。

今回の決議は、「議第18号 和解及び損害賠償の額の決定について」の議案審査を受け、議会として、全員一致で「適正な事務遂行の徹底を求める決議」を発議することとなったものです。

【決議に至った経緯】

昭和46年に旧上宝村が新穂高温泉に開設した休養宿泊施設「村宮笠山荘」について、平成17年に旅館営業を終了し、平成20年に旅館営業を条件として土地建物が相手方に売却されました。その後、旧上宝村が昭和62年と平成2年に行った増築工事において、建築確認の手続きがなされておらず、旅館営業の許可を得られないことが判明したため、相手方は宿泊事業を断念されました。こうした事態に対する損害賠償等についての長期にわたる交渉の結果、今回の和解に至り、損害を賠償することとなりました。

審査を付託された総務環境委員会では、委員から多くの質疑が出され、瑕疵ある物件を市が売却したこと、和解までに長期の時間を要したことを論点として委員間で討議を行いました。その結果、問題の起点となる部分は確認の怠りということであり、長期にわたった対応に課題も見られたことから、今後こうしたことが二度と起こらないよう、議会として市に対し適正な事務遂行の徹底を求める決議をすべきとの結論に至りました。

議案はホームページを参照ください。



□ 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の一部改正について

債権とは、自治体が債務者から市税や使用料等の支払いを受けることができる権利です。

これまで、上水道使用料や市営住宅使用料などの私債権や清掃手数料や施設使用料などの非強制徴収公債権は、訴訟で市の訴えが認められなければ差押を行うことができず、議会の議決が必要であることや、議決を得るための期間が短いことなど、債権回収を進めるに当たった課題がありました。

そこで、債権管理事務の円滑かつ迅速な処理を推進することで公平性を確保できるようにするため、140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関することについては、議会に諮ることなく市長が決定できるように条例の一部改正を行いました。

